

厚生年金基金の解散等及び清算について（昭和50年2月19日年発第236号）新旧対照表

新	旧
<p>第1（略）</p> <p>1～3（略）</p> <p>3の2 基金規則第6条第1号の時点¹を厚生年金基金令第39条の3第2項第1号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した最低積立基準額に相当する額及びその算出の基礎を示した書類（様式第3号の2）</p> <p>最低積立基準額に相当する額の算出方法は、厚生年金基金の財政運営基準（平成8年6月27日年発第3321号通知の別紙。以下「財政運営基準」という。）によること。<u>ただし、解散理由が厚生年金基金解散・移行認可基準（平成9年3月31日年発第1682号通知の別紙）の第1の1、同2又は同3であって、厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）附則第8条の規定により読み替えて適用する基金令第33条の3に規定する規約で定める額が前記第1の3の額である場合は、簡易な方法により算出できること。</u></p> <p>4（略）</p> <p>第2（略）</p> <p>1 財産目録等の承認申請</p> <p>基金令第44条の規定に基づき厚生労働大臣に提出する財産目録等の承認の申請に関する書類は、次により作成すること。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 解散した日を厚生年金基金令第39条の3第2項第1号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した最低積立基準額に相当する額及びその算出の基礎を示した書類（様式第3号の2）</p> <p>解散した日現在において、財政運営基準により最低積立基準額に相当する額を算出し作成すること。<u>ただし、残余財産がない場合は、簡易な方法により計算できること。</u></p> <p>2～8（略）</p> <p>第3・第4（略）</p>	<p>第1（略）</p> <p>1～3（略）</p> <p>3の2 基金規則第6条第1号の時点¹を厚生年金基金令第39条の3第2項第1号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した最低積立基準額に相当する額及びその算出の基礎を示した書類（様式第3号の2）</p> <p>最低積立基準額に相当する額の算出方法は、厚生年金基金の財政運営基準（平成8年6月27日年発第3321号通知の別紙。以下「財政運営基準」という。）によること。</p> <p>4（略）</p> <p>第2（略）</p> <p>1 財産目録等の承認申請</p> <p>厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）第44条の規定に基づき厚生労働大臣に提出する財産目録等の承認の申請に関する書類は、次により作成すること。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 解散した日を厚生年金基金令第39条の3第2項第1号に規定する基準日とみなして同項の規定の例により計算した最低積立基準額に相当する額及びその算出の基礎を示した書類（様式第3号の2）</p> <p>解散した日現在において、財政運営基準により最低積立基準額に相当する額を算出し作成すること。</p> <p>2～8（略）</p> <p>第3・第4（略）</p>